

地域生活圏専門委員会設置要綱

令和 6 年 9 月 3 日
国土審議会推進部会決定

（設置）

- 1 国土審議会推進部会（以下「部会」という。）に地域生活圏専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

- 2 委員会は、国土形成計画（以下「計画」という。）の推進に関し、「地域生活圏」の形成を促進するために講ずべき施策のあり方について調査し、その結果を部会に報告する。

（招集）

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の開催）

- 4 委員会は、委員会委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を臨時委員として委嘱し、当該臨時委員に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

- 6 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 7 6 のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（小委員会の設置）

- 8 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるための小委員会を置くことができる。
- 9 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 10 小委員会に、座長を置き、小委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 11 座長は、小委員会の事務を掌理する。

（庶務）

- 12 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

（雑則）

- 13 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は令和 6 年 9 月 3 日から施行する。